

未来を一新、あなたと一緒に

弁護士法人 一新綜合法律事務所

理事長 弁護士 和田 光弘 氏



会社概要

- 創 業：1978年
- 取扱分野：企業法務、交通事故、相続遺言、離婚、債務整理など
企業・団体から個人の方まで幅広く対応している
- 従業員数：弁護士28名、事務職46名
- 事 務 所：新潟事務所、長岡事務所、上越事務所、燕三条事務所、新発田事務所、長野事務所、東京事務所

法律事務所の共同化・組織化を図るため、新潟県で初の弁護士法人を設立

御社のこれまでの歩みをお聞かせください。

当事務所は、前理事長である今井誠弁護士が1978年に立ち上げた法律事務所です。設立当時、ほとんどの法律事務所が弁護士の名前をつけていたなかで、今井弁護士は「新潟第一法律事務所」と命名しました。弁護士が1人しかいない事務所に対してこうした名前をつけるのは、異例だったようです。賛否両論ありましたが、それでもあえて、この名前にこだわった理由には、「『新潟』で誰もが利用しやすい地域『一番』の法律事務所に育て上げる」という強い思いがあったからこそだと思います。

そして、「地域一番の法律事務所」にするため、今井弁護士は従来の慣習にこだわらない新しいタイプの法律事務所を目指しました。当時は、弁護士に相談するには、紹介者がいないと相談できなかったり、契約しても契約書を作らないというやり方が通っていた時代です。こうした業界の悪しき慣習を変え、「普通に暮らす人々の幸せに尽くす」という志の下で、「依頼された仕事は断らな

い」「必ず契約書を作成し、費用を明確にする」など、今日では当たり前ですが、依頼者が相談しやすい開かれた法律事務所をつくる活動を続けてきました。当時、弁護士になりたてだった私は、その今井弁護士の志と覚悟、並々ならぬ人生経験に魅せられ、1981年に当事務所に入所しました。

私が入所して弁護士が複数体制になったことで、当事務所も新しいスタートを切ります。当初は各弁護士が経費を分担する方式でしたが、年を経るにつれ、事務所の共同化と組織化を目指していく方向になりました。

個々の弁護士が能力を最大限に生かすためには、参加する弁護士が力を合わせ、その収入の多



▲新潟県庁近くにある新潟事務所（技術士センタービルⅠ 7階）

寡を気にすることなく、業務に専念できる体制を構築する必要があります。そのためには、収入を共同化し、経費を一元管理する方式を採用しました。そして、煩雑な経費処理を共同化して効率を図るとともに、コンピュータを導入して事務の合理化・迅速化も進めていきました。

また、2001年の弁護士法改正により、法律事務所を法人組織にすることが可能になったことから、新潟県内で法律事務所を法人化した最初の事務所となりました。そして、法人化のメリットを生かしていくため、新たな拠点として、2003年に燕三条事務所を開設、続いて長岡事務所（2006年）、新発田事務所（2008年）、上越事務所（2012年）を立ち上げました。さらに、2016年には東京事務所、2018年には長野事務所を設立し、現在では県内外7カ所の地域に法律事務所を設けています。

依頼者と共に歩む法律事務所として

東京や長野県にも拠点があるのですね。県外にも拠点を設けたのは、どのような理由からでしょうか。

私は、弁護士として仕事を進める上で一番大切なことは、依頼者の話を「しっかり聞く」ことだと思っています。依頼者と共に歩むため法的観点から問題を捉える、それこそが弁護士の役割です。そして、「地域に根ざした法律事務所」であるためには、相談を受けた「そのとき」にいつでも依頼者の傍らかたわにいることが重要です。

東京事務所を開設した当初の目的は、首都圏に進出した新潟県内企業の法律業務を支援するためでした。しかし、東京駅に近いオフィスビルに事務所を設け、同じビルには土地家屋調査士法人や不動産関連会社などが入居していること等から、新潟県内企業に限らず、全国から不動産関連の法

律相談が来るようになりました。

また、長野県は、私が弁護士になりたての頃から30年以上にわたって仕事をしてきた地域です。これまでも長野に拠点を置くお客様から長野事務所開設の要望がありましたが、実現できませんでした。しかし、2018年、ようやく事務所を設置し、その期待に応えられるようになりました。

2018年には、事務所名を「新潟第一法律事務所」から「一新総合法律事務所」に変更されました。

長野事務所を開設するにあたり、「新潟第一法律事務所」のままでは、新潟県以外のお客様にある意味で抵抗を感じさせる懸念がありました。そこで、2018年の事務所設立40周年の節目に、事務所名を変更することにしました。名前には、事務所設立当時の志を忘れぬよう「第一」の『一』を、新潟の地から出発したこと、そして新たに出発することの意味を兼ねて、『新』を入れました。

また、「一新」という名前には、お客様と「これからの未来を『一新』していきたい」そんな想いも込められています。

独自のシステムで社内の情報共有を図る

組織の規模が大きくなり、地域が分散することにより、どのような利点や課題がありますか。

設立当初から積極的に弁護士の採用を進めてきた結果、現在、事務所に在籍する弁護士は20代～70代と幅広く、弁護士数も合計28名と県内最大級の法律事務所に成長しました。

一方で、組織が拡大し、事務所の地域も分散することで、所員間で情報の食い違いが生じたり、知識に開きが生じ易くなったりする危険性もありました。そこで、当事務所では、所属する全ての



▲今では28名の弁護士が在籍する県内最大級の法律事務所に成長（理事長は左から12番目）

所員が利用できる独自の情報共有システムを導入し、どこの事務所からでも過去の事件記録や現在進行している案件の進捗状況を把握できるようにしました。また、チャット機能を活用することで、所員同士のコミュニケーションを図ることができ、分からないことはそこで質問し、即座に回答を得ることも可能になりました。

また、新人弁護士育成のために、新人は3年目までは一人で依頼者に対応せず、必ず経験を積んだ先輩弁護士と一緒に相談に対応するようにしています。当事務所では依頼者との対話を大切にしています。「しっかり話を聞く」というノウハウをその3年間で身に付けてもらいます。

さらに、若い弁護士には法テラス（日本司法支援センター）の案件にも取り組んでもらいます。収支を気にせず、若い弁護士が経験を積むことができるのは、組織化して経費を共同化した法人ならではのメリットと言えます。

また、弁護士数の最も多い新潟事務所では、離婚、相続、事故賠償、企業法務など内容に応じてチームを結成し、それぞれのチームで定期的に勉強会を開催したり、参加した外部研修の内容を仲間にフィードバックしたりと、切磋琢磨しながら知識や技術の向上を図っています。

“かかりつけの弁護士”という役割

御社では、早くから無料法律相談や顧問制度などに取り組んでいらっしゃいます。

現在、当事務所で扱っているのは、離婚、相続、遺言、交通事故、債務整理など個人の問題から、取引先とのトラブル、事業承継、債権回収など企業活動における法律問題等、多岐にわたります。



▲相談中に幼児が遊べるキッズスペースを設けている相談室もある



▲設立40周年の記念式典。花束を受け取る今井(前)理事長

今でこそ、弁護士は気軽に相談できる身近な存在ですが、以前は例えトラブルを抱えていても、「弁護士は敷居が高い」「会社勤めで平日は相談に行けない」などの理由から相談できずに、一人で悩みを抱え込む方が多くいました。そこで、私たちは事務所開設の間もない頃から、週末に法律相談を行ったり、気軽に弁護士に相談ができる体制づくりに注力してきました。この土曜法律相談は大変好評で、現在でも新潟事務所毎週土曜日に開催しています。こうして築いてきた信頼が、今日の実績に繋がっていると自負しております。

一方、企業においても組織の中で「法務部」を設けることができるのは、ほんの一握りです。しかし、予期せぬ取引先や従業員・消費者間の業務上のトラブルは、いつでもどこで起きてもおかしくありません。このときに、電話1本で、またはメールで、企業法務に精通した弁護士に相談できれば、深刻化する前に対応することができます。そこで、当事務所では「かかりつけの弁護士」として顧問制度を設けています。不安を抱きながら過ごすのではなく、気軽に弁護士に相談し、希望を持って明日に向かってもらいたいのです。

法の下、人間を守るという正義

最後に、和田理事長が弁護士を目指すようになったきっかけをお聞かせください。

1972年、広島テレビ放送が制作した「きょうも空は晴れているか ～原爆裁判」を見て、強い衝撃を受けました。これは、1955年に広島と長崎の被爆者が国を相手に訴訟を起こした原爆裁判のドキュメンタリー風ドラマだったのですが、例え国家が相手でも一般市民のために臆せず戦う弁護士

の姿に、高校生だった私はあこがれのような「正義感」を感じました。それが弁護士を目指すきっかけです。

それから45年後、2017年にニューヨークの国連本部で開催された「核兵器禁止条約」制定交渉会議にて、今度は私が日本弁護士連合会の副会長として、「核兵器の使用は国際法に違反する。条約の禁止事項を『核兵器使用の威嚇』にも広げるべき」と「原爆裁判」を引き合いにスピーチしまし

た。あのとき、私を弁護士へと導いた「原爆裁判」の意義を広く伝えられたことは大変感慨深く、法の下で人間を守る使命感を再認識しました。これからも誰もが安心して暮らせる社会を目指して、充実したサービスを提供していきたいと思ひます。

本日はありがとうございました。



編集者のPick UP

新潟・長野・東京の7拠点で、納得と安心のリーガルサービスをご提供いたします。

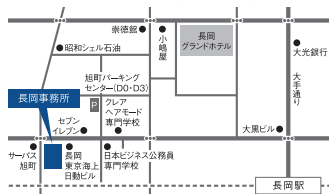
新潟事務所

新潟市中央区新光町10番地2
技術士センタービル 7階(受付6階)
代表TEL 025-280-1111 FAX 025-280-1112
営業時間 9:00~17:00(月~金曜日)



長岡事務所

新潟県長岡市旭町2丁目1番地3
旭町いづみプラザ 2階A号室
TEL 0258-30-3500 FAX 0258-30-3503
営業時間 9:00~17:00(月~金曜日)



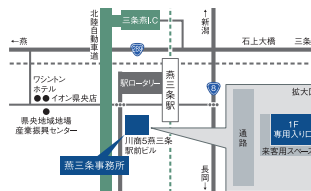
上越事務所

新潟県上越市木田2丁目1番1号
上越セントラルビル 6階
TEL 025-527-3331 FAX 025-527-3320
営業時間 9:00~17:00(月~金曜日)



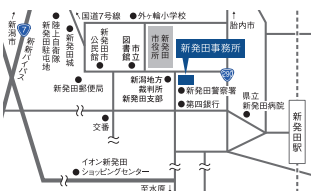
燕三条事務所

新潟県三条市須頃1丁目85番地
川商5燕三条駅前ビル 2階
代表TEL 0256-35-3530 FAX 0256-35-3531
営業時間 9:00~17:00(月~金曜日)



新発田事務所

新潟県新発田市中央町4丁目2番6号
TEL 0254-21-4300 FAX 0254-21-4343
営業時間 9:00~17:00(月~金曜日)



長野事務所

長野市大字南長野南県町1040番地1
日本生命長野県庁前ビル 7階
TEL 026-219-6145 FAX 026-219-6146
営業時間 9:00~17:00(月~金曜日)



東京事務所

東京都千代田区大手町2丁目2番1号 新大手町ビル 4階
中央グループ共同執務室内
TEL 03-3277-7077 FAX 03-3277-7078
営業時間 9:00~17:00(月~金曜日)

